

答 申 第 2 6 5 号
令和元年8月21日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、令和元年8月14日付け岐阜市民市第172号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

岐阜市では、「岐阜市住宅マスタープラン（以下「住宅マスタープラン」という。）」を策定し、市民が健康で生きがいのある暮らしを楽しむことができるまちづくりを目指し、各種住宅政策を推進しているところである。

現行の計画は、令和2年度をもって終了するが、次期の住宅マスタープランの基礎資料とするため、各種統計データ、既存の調査結果等では把握できない市民が抱える住生活、まちづくりに関する意向等を把握する「住生活・まちづくりに関する市民意識調査」（以下「調査」という。）を実施する予定である。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出及びタックシールの作成に当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課の保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

3 意見

適当なものと認める。